



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 138 ●
福祉用具について

要介護・要支援認定を受けられた方が、自宅で自立した生活を送るために、福祉用具を借りる、または購入することができます。適切な福祉用具の使用であると町が認めた場合は、借りる場合・購入する場合のどちらにおいても、費用の一部が介護保険より支給されますので、ケアマネジャーまたは指定事業所の専門相談員にご相談ください。

◆ 福祉用具を借りる (福祉用具貸与)

利用にはケアプランが必要ですので、ケアマネジャーにご相談ください。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事を伴わないもの)	②スロープ (工事を伴わないもの)	③歩行器
④歩行補助つえ	⑤車いすとその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ防止用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト	⑪自動排泄処理装置	



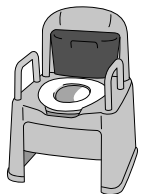
※認定が要支援1・2、要介護1の方は、⑤～⑪の福祉用具を介護保険給付で借りることができません。また、⑪自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も対象外となります。(ただし、要支援1～要介護3の方でも、例外として利用できる場合があります)

◆ 特定福祉用具を購入する (福祉用具購入費の支給)

県の指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入します。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すりなど)	③簡易浴槽
④移動用リフトの吊り具の部分	⑤自動排泄処理装置の交換可能部品	



※指定福祉用具販売事業所以外(ホームセンターなど)での購入は、支給の対象となりませんので、事前に必ず担当ケアマネジャー、または介護保険係までお問い合わせください。

◆ 貸与・購入にかかる利用者負担

- 福祉用具貸与の場合… 借りる費用の1割
 - 福祉用具購入の場合… 購入費用の1割(支給対象限度額は年度ごとに10万円までです。)
- ※一定の所得がある方の利用者負担は2割になります。お手元の自己負担割合証をご確認ください。



福祉用具を上手に利用すれば、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなります。しかし、適切に利用ができなければ、かえって体の衰えを招くことになってしまいます。利用にあたっては、どのような福祉用具を選び、活用していけばよいかを、担当ケアマネジャーなどと十分相談しましょう。

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116